

上六条地区計画の概要

(福井市上六条町の一部 A=約0.9ha 決定日:平成12年5月29日)

1. 地区計画の目標

本地区は、福井市の中心部より約5km離れた既存集落に隣接しており、周辺は水田に囲まれた自然的環境が形成された地区である。

このような地区において、建築物等に関する規制・誘導を通じ、合理的かつ健全な土地利用と環境整備を図ることにより、既存集落と共存した優良田園住宅地として良好な住宅地の形成を目標とする。

2. 土地利用の方針

当地区は、周辺の自然景観と調和した低層でゆとりある緑豊かな一戸建て専用住宅地として、良好な居住環境の形成を図る。

3. 地区施設の整備の方針

当地区は、民間事業により既存の道路と関連させ、地区内の交通を円滑に処理し、良好でゆとりある街区を形成するため、区画道路を適切に整備する。

また、既存集落の居住者も日常的に利用可能な公園の整備を行う。

4. 建築物等の整備方針

良好な低層のゆとりある一戸建て住宅地の居住環境の形成を図る為、建築物の用途の制限を行うとともに、建蔽率・容積率の最高限度、建築物の高さの最高限度、敷地規模の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態・意匠の制限、垣又はさくの構造の制限を定め、住宅地の景観を整備し保全する。

5. 地区整備計画

地区施設の配置 及び規模	道 路	名 称	幅 員	延 長
			区画道路1号	6m
	公 園	面積 約300㎡		
	その他の公共空地	歩行者専用通路 幅員2.0m 延長約60m		
建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次にあげる建築物以外の建築物を建築してはならない。 一戸建ての専用住宅		
	建築物の延べ面積の敷地面積 に対する割合	50%		
	建築物の建築面積の敷地面積 に対する割合	30%		
	建築物等の高さの最高限度	10m以下かつ3階（地階を含む）以下		
	建築物の敷地面積の最低限度	300㎡以上		
	壁面線の位置の制限	建築物の外壁又はこれらに代わる柱の面から道路及び隣地境界線までの距離は1.5m以上とする。		
	建築物等の形態・意匠の制限	屋根は勾配屋根とする。 外壁又はこれに代わる柱の色彩は原色を避け、周辺環境に配慮した落ち着いた色調とする。		
垣又はさくの構造の制限	道路に面する敷地の部分に垣又はさくを設置する場合は、生垣とする。			

福井都市計画地区計画（上六条地区計画）の計画図

